

令和6年度 幼児教育・保育施設 入所のご案内



藤枝市
Fujieda City



■申請における注意事項

必要書類を全てご準備してから提出してください。また、記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類のある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。

■令和6年度歳児一覧（令和6年4月1日時点の年齢が基準となります）

歳児	生年月日
0歳児	2023（令和 5）年4月2日 ～
1歳児	2022（令和 4）年4月2日 ～ 2023（令和 5）年4月1日
2歳児	2021（令和 3）年4月2日 ～ 2022（令和 4）年4月1日
3歳児	2020（令和 2）年4月2日 ～ 2021（令和 3）年4月1日
4歳児	2019（平成31）年4月2日 ～ 2020（令和 2）年4月1日
5歳児	2018（平成30）年4月2日 ～ 2019（平成31）年4月1日

memo





はじめに

■保育施設の見学 ～見学をしてから申し込みましょう～

各保育施設では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。お申込みの前に、入所を希望する施設にご連絡の上、お子さんを連れて保育の様子などを見学しておくことをお勧めします。

★園によっては見学を必須とするところもありますので、12～15ページをご確認ください。

⇒希望している園の園見学必須欄に○がついている場合は、園見学をしてから申請してください。

園が指定する駐車場を利用するとともに、送迎ルートが定められている場合がありますので、園のルールに従ってください。

■慣らし保育について ～入所した初日から慣らし保育が始まります～

通常、入所後の1週間程度は午前中みの保育となり、徐々に保育時間を長くしていき、3週間程度で1日保育へと移行します。

そのため、**仕事復帰日の前月の1日**から入所希望日として申請することが可能です。

(慣らし保育も通常の保育料がかかります。)

なお、慣らし保育の期間については個人差もありますので、入所が決まった園と相談しながらすすめてください。

慣らし保育はお子さんにとって大切なものです。この期間は、保護者のお迎えの時間が早くなりますので、送迎に支障のないよう勤務先等の理解を得るようにしてください。

(例) 仕事復帰日と入所希望日

復帰日：6/1 → 5/1～(入所希望可)

復帰日：6/15 → 5/1～(入所希望可)

■保育料以外の費用負担金について

施設によって、制服や保育用品、保護者会費、絵本代、入園料等、保育料以外にも実費負担が発生します。詳しくは、入所を希望する施設へ事前に確認してください。

■特別な支援を必要とするお子さんについて

障がい、食物アレルギー、発育、発達に心配のあるお子さん、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合は、申し込み時にこども課へ必ず相談してください。(※)

また、お子さんの心身の状態や発育、発達についてご心配な点がある場合は、申し込みの際、「児童状況調査票」に必ず記入してください。

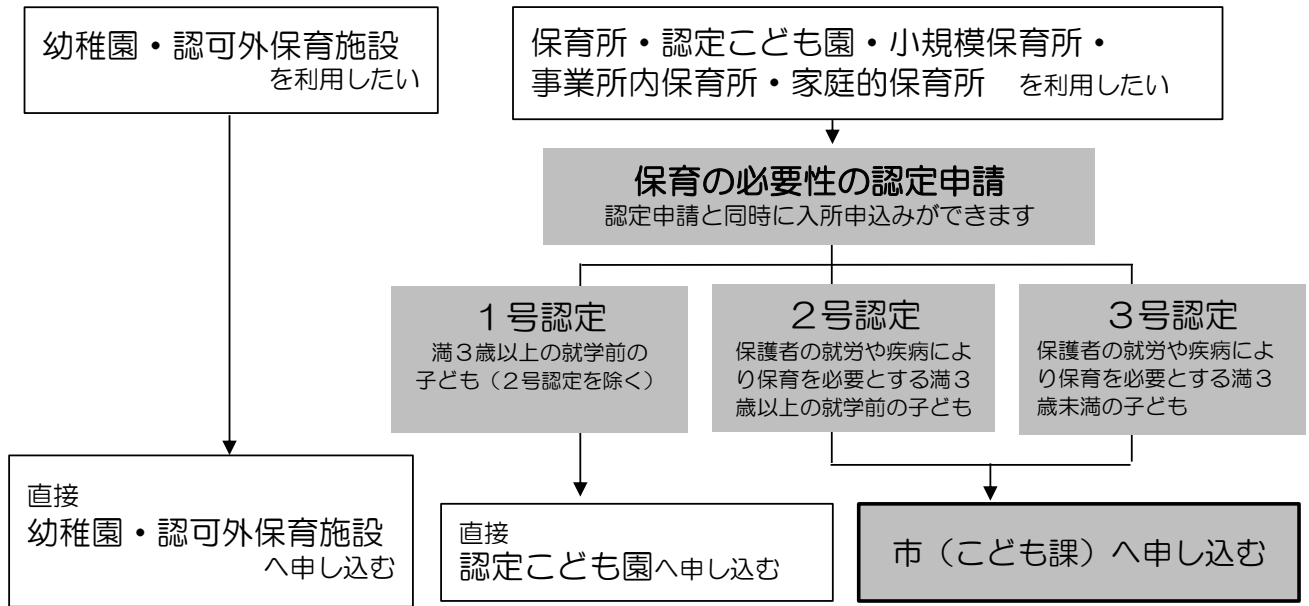
園生活において、配慮が必要となる可能性も考えられます。より安全に保育をするため、事前に親子面接を行う場合があります。

利用調整にあたり、藤枝市役所 こども発達支援センター、保健センター、こども・若者支援課に情報を共有させていただく場合がございますので、ご了承ください。

※前島保育園では、医療的ケアを必要とするお子さんの入園について配慮しています。詳しくはこども課へお問い合わせください。



1. 利用手続きのながれ



2. 入所の対象となる児童

■ 申込できる児童

保護者のいずれもが、次の(1)～(8)のいずれかに該当するため、家庭で保育することができない児童です。保育を必要とする証明については児童の保護者の書類が必須となります。

また、世帯分離にかかわらず同居に住んでいる65歳未満の方全員の書類の提出もお願いします。
(上記下線部で下記理由に該当しない場合、書類の提出は不要です。)

保育を必要とする理由	保護者の状況	入所できる期間
(1) 就労している	1か月に64時間以上仕事をしている	就労が継続している期間
(2) 産前・産後	妊娠中または出産後間がない	出産前2か月・出産当月・出産後3か月の合計6か月以内
(3) 疾病・障害	病気又は心身に障害がある	家庭で保育が可能となるまで
(4) 介護・看護	同居または長期(概ね6か月以上)入院等している親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
(5) 災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終了するまで
(6) 求職活動	求職活動(事業準備を含む)を継続的に行っている	3か月以内(入所後3か月以内に就労証明書を提出してください)
(7) 就学	学校に在籍または職業訓練学校において職業訓練を受けている	在学期間
(8) 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間

■ 募集する人数について

保育施設が受け入れ可能な人数となります。希望する保育施設において、受け入れ可能な人数の上限に達している場合でもお申しいただけますが、在園児の退所等により受け入れが可能になるまではお待ちいただくこととなります。保育施設の入園希望者が入園可能人数(受入枠)を超過する場合、選考により入園ができない場合があることをあらかじめご了承の上、書類提出をお願いします。

■ 保育施設入所にかかる利用調整について

児童の家庭状況に基づき、**保育の必要性が高いとみなされる児童から入所決定**となります。こども課へ保育施設利用申請時に、家庭状況等の聞き取りを行い、点数化することにより、利用調整をいたします。

3. 一次申請(入所希望月：令和6年4月～令和7年3月)について

<p>①申請書提出 令和5年9月7日～10月7日</p>	<p>受付窓口：藤枝市役所 子育て課（所要時間：約20～30分） 必要な書類（5ページ参照）を全て準備してから提出してください。 ※郵送やメールでの提出はできません。</p>
<p>②審査結果通知 令和6年1月下旬 発送予定</p>	<p>【認可保育所・小規模保育所に内定した場合】 市子育て課から結果通知をご自宅へ郵送します。</p> <p>【認定こども園に内定した場合】 こども園から結果通知をご自宅へ郵送されます。 ※結果通知が認可保育所・小規模保育所より数日遅くなることがあります。ご了承ください。</p> <p>【保留の場合】 市子育て課から「保育所入所保留通知書」をご自宅へ郵送します。 ※市外園を希望する場合は結果通知が遅くなりますのでご了承ください。</p>
<p>③入園説明会等 令和6年2月下旬～3月上旬</p>	<p>②に同封されている資料に従って説明会へご参加ください。 ※園によっては親子面接を実施する場合があります。</p>
<p>④入園前連絡 入所予定月の1か月前</p>	<p>5月以降入所内定者には、入所予定の前月に入所予定園より電話連絡があります。（状況確認もさせていただきます）</p>

4. 二次、三次申請について

■二次申請について

令和5年10月7日（一次申請締切）までに子育て課へ利用申請をご提出されていない方で、令和6年4月～令和7年3月に保育施設利用を希望されている場合は、二次申請にてお申込みいただくことになります。（その時点で受入枠に空きがない園への申請も可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

申請期間	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和5年10月10日～令和6年1月26日	令和6年2月5日～9日	入所可能な場合のみ子育て課から電話連絡をします。

■三次申請（随時申請）について

令和6年1月26日（二次申請締切）までに子育て課へ利用申請をご提出されていない方で、令和6年4月～令和7年3月に保育施設利用を希望されている場合は、三次申請にてお申込みいただくことになります。（その時点で受入枠に空きがない園への申請も可能ですが、空きのある園のみ審査対象となります）

入所希望月	申請締切日	結果連絡時期（予定）	連絡方法
令和6年4月	令和6年2月29日	令和6年3月4日～11日	<p>入所可能な場合のみ入所施設から電話連絡がありますので、入所日までに園でオリエンテーションを受けてください。</p> <p>※市外園に入所可能となった場合は、子育て課から電話連絡をします。市外からお申し込みをされた場合は、お住まいの市町村を通して審査結果をお伝えさせていただきます。</p>
令和6年5月	令和6年3月29日	令和6年4月2日～8日	
令和6年6月	令和6年4月30日	令和6年5月2日～10日	
令和6年7月	令和6年5月31日	令和6年6月3日～7日	
令和6年8月	令和6年6月28日	令和6年7月2日～8日	
令和6年9月	令和6年7月31日	令和6年8月2日～8日	
令和6年10月	令和6年8月30日	令和6年9月3日～9日	
令和6年11月	令和6年9月30日	令和6年10月2日～8日	
令和6年12月	令和6年10月31日	令和6年11月5日～11日	
令和7年1月	令和6年11月29日	令和6年12月3日～9日	
令和7年2月	令和6年12月27日	令和7年1月7日～10日	
令和7年3月	令和7年1月31日	令和7年2月4日～10日	

一次申請受付期間：令和5年9月7日～10月7日

令和5年

■ カレンダー斜線日は市役所閉庁日です
 ■ 市役所開庁時間（平日）は8：30～17：15です

	月	火	水	木	金	土	日
9月	9/4	5	6	7 ■一次申請 受付開始日	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24 ■申請受付日 (8：30～12：00)
	25	26	27	28	29	30	10/1
10月	2	3	4	5	6	7 ■一次申請 受付最終日 (8：30～12：00)	8
	9	10 ■二次申請 受付開始	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20 ■一次申請 変更受付最終日 ■一次申請提出 不足書類受付 最終日	21	22

毎週月曜日は特に混雑していると予想されます

10/2～7は特に混雑していると予想されます

変更受付締め切り後の変更につきましては一切受け付けができません。

提出書類に不備があると審査対象外になりかねません。ご注意ください。

令和6年

1月	1/22	23	24	25	26 ■キャンセル等 受付最終日 ■二次申請 受付最終日	27	28	
	令和6年1月下旬頃 一次申請審査結果発送							
2月	29 ■三次申請 受付開始	30	31	2/1	2			
	《二次》申請審査期間							
	5	6	7	8	9			
	《二次》審査の結果、入所可能な場合のみ随時電話連絡 (2/5～9予定)							
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	入園前までに保育施設にて入園説明会や親子面接			
	26	27	28	29 ■4月入所希望 受付最終日	3/1	2	3	
	《三次》申請審査期間							
	《三次》審査の結果、4月入所が可能な場合のみ保育施設より電話連絡							

引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けません。

入園前までに保育施設にて入園説明会や親子面接

5. 申込に必要な書類について

必要書類を全てご準備してから提出してください。また記入漏れがあると受付できません。後日提出する書類のある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類が揃ってからの提出をお願いします。

■ すべての方に提出していただく書類

提出書類	備考
①教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書	児童1名につき1部
②保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書	1世帯で1部
③児童の状況調査票	児童1名につき1部 ※生後3か月未満の児童分の提出は任意
④保育の利用を必要とすることを証明する書類 ※下記参照	(1)児童の保護者(単身赴任の場合も提出) (2)世帯分離にかかわらず同居所に住んでいる65歳未満の方全員分 (2)は下記理由に該当しない場合でも申請可

④保育の利用を必要とすることを証明する書類については下記より1つ選択してください
※ごきょうだいで同時に新規申請をされる場合は、1世帯につき各1部ずつご提出ください

保育を必要とする理由	提出書類
就労している	就労証明書 ※就労証明書は発行から3か月以内のものが有効になります ※就労している方で週1日以上通院されている場合は、就労証明書に加えて、医師の意見書または直近1か月間の領収証をご提出ください ※自営業として農業をされている場合は、 保育を必要とする理由の調査書 をご提出ください(就労証明書は不要です)
産前・産後	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 母子手帳のコピー(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病	医師の意見書(保育が不可であると証明されているもの)
障害	医師の意見書(保育が不可であると証明されているもの) または、 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 医師の意見書(被介護者・看護者分) または、 介護・看護を受ける人が手帳等を所有している場合は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー
災害復旧	保育を必要とする理由の調査書
求職活動	保育を必要とする理由の調査書
就学	1. 保育を必要とする理由の調査書 2. 学生証のコピー、就学証明書、時間割(カリキュラム表)等

■ 該当する方のみ提出いただく書類

提出書類	備考
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ※保育料が減免となる場合があります	保護者・申請児童・同居している方で左の手帳のいずれかをお持ちの場合
独自利用事務の情報連携に関する申告書・同意書 ※窓口にて番号の確認を行うため、マイナンバーカード(コピー可)をご持参ください。	令和5年1月1日及び令和6年1月1日時点で住民票が藤枝市にない場合 (市外保育担当課を通してお申込みされる場合は不要です。転入後のお手続きの際に提出をお願いします。)

6. 利用申込書・同意書の記入例

54

令和6年度 教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書

藤枝市長

出生前は名字のみ記入
アレルギー・病気・障害等ある場合は必ずここに記入
出生前は予定日を記入

●利用希 児童 基本

フリガナ 児童 氏名	フジエダ サヲウ 藤枝 三郎	性別 男	生年月日 平成 5年 8月 1日 令和6年4月1日現在 0歳
健康状態	良好・虚弱・病気・障害・アレルギー	現在の保育者	家庭・保育所・その他
入所する時点の住所	〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1	就労の場合 保育時間=就労時間+送迎時間	宅 (054-643-3325) 帯 (080-***-****) 母携帯 (090-***-****)
入所希望期間	令和6年7月1日から 令和 年 月 日まで 就学始期に達する	送迎者 送り (父・母・祖父母・その他) 迎え (父・母・祖父母・その他)	交通手段 車・自転車・徒歩 車・自転車・徒歩

産前産後の場合
産前2か月+出産当月+産後3か月
この日から慣らし保育が始まります。

希望している園のみ審査にかかりますので、通える範囲の園をできるだけ多く希望することをお勧めします。
(12~15ページ参照) ※よくある質問と回答を19~21ページに掲載していますので参考にご覧ください。
保育施設では、それぞれの特徴を生かした保育を行っています。お子さんを連れて保育の様子などを見学しておくことをお勧めします。申請前に見学を必須とする園もあります。送迎時の経路や交通状況などを確認しておくことも大切です。

●希望する保育所 (第1~5希望は数字で記入し、第6希望以降で入所を希望する場合は希望順位ではなく☑(チェック)をつけてください)
※希望する施設は内定が出た後に確実に通園できる園のみ希望してください ※第6希望以降で、希望順位が記入されている場合は全てをチェックと読み替えます

小規模保育所(0~2歳児)		認可保育所(0~5歳児)		認定こども園(0~5歳児)	
A保育園	D保育園	G保育園	1	Jこども園	
5 B保育園	3 E保育園	H保育園	4	Kこども園	
☑ C保育園	F保育園	2 I保育園		Lこども園	

3歳以上であれば幼稚園・こども園1号(新2号申請)も検討していただくことができます。(16ページ参照)
1号と2号の併願ができない施設もありますので、希望園へ事前にご確認ください。

●全ての希望園に入所できない場合 (いずれかにチェック)

<input type="checkbox"/> 幼稚園・こども園1号で入園予定(3歳以上) ※各自園へ申請が必要です	<input type="checkbox"/> 就労時期延期予定 (求職中の方)	<input type="checkbox"/> 希望園を追加する
<input type="checkbox"/> 申込済 (園名:)	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 申込未		
<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業延長予定(育児休業復帰予定の方) 令和6年8月から令和7年3月まで		

●利用希望児童の保護者の状況 (年齢は記入してください) 保育を必要とする理由を選択、またそれを証明する書類を提出(5ページ参照)

フリガナ 氏名	生年月日	年齢	保育を必要とする理由
父 フジエダ タロウ 藤枝 太郎	S (H) 1年 6月 1日	34	☑就労 [就労先: 株式会社トウキョウ] <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 [病名:] 通院頻度:] <input type="checkbox"/> その他 []
母 フジエダ フジコ 藤枝 藤子	S (H) 2年 7月 1日	33	☑就労(産休・育休中を含む) [就労先: 株式会社フジエダ] <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 [病名:] 通院頻度:] <input type="checkbox"/> 産前産後 [出産日・予定日: 令和 年 月 日] <input type="checkbox"/> その他 []

父または母が児童と別居している場合のみ記入
[別居している人]: 父 母 [住所]: 東京都 *** 区*****
[理由]: 離婚 調停中 未婚 死別 勤務都合 私的理由 [発生日]: 令和4年 5月

未就学児を全員記入 (枠が足りない場合は別紙に記入)

●利用希望児童と同居している未就学児童の状況 (令和6年度4月1日時点で小学生以上のきょうだいは世帯状況等調査票に記入)

フリガナ 氏名	生年月日	年齢	性別	状況
フジエダ ハナコ 藤枝 花子	H (R) 30年 6月 1日	5	男	R5年度在園名 { ***こども園 1号認定 } ◆こども課使用欄 R6年度 { 継続希望 申請中(新規入園/転園/2号認定に変更) } 《結果:》
フジエダ ジロウ 藤枝 二郎	H (R) 3年 7月 1日	2	男	R5年度在園名 { 小規模保育園***園 } ◆こども課使用欄 R6年度 { 継続希望 申請中(新規入園/転園/2号認定に変更) } 《結果:》

令和5年度既に入所している場合は園名を記入 (こども園の場合は認定も記入)

令和6年度 保育所入所申込みにかかる世帯状況等調査票および同意書

保育料（令和6年度前期分）の算定に必要な市民税は、令和5年1月1日時点で住民票があった市町村にて課税されています
 藤枝市外に住民票があった方は、保護者のマイナンバーカードを持参してください

●転出入に係る住所

移動日(予定日)：令和 **5年 5月 1日**

※左の項目に該当する方のみ、ご記入下さい

藤枝市から他市へ転出予定
(審査結果送付先住所をご記入ください)

他市から藤枝市へ転入済
(R5.1.1及びR6.1.1時点の住民票所在地をご記入ください)

他市から藤枝市へ転入予定
(R5.1.1及びR6.1.1時点の住民票所在地と審査結果送付先住所をご記入ください)

R5.1.1及びR6.1.1住民票所在地 〒 **123-4567**

東京 **都**道府県 *****区*******

審査結果送付先住所 〒 **-**

都・道府県

令和6年1月下旬頃送付される審査結果を転入転出等の都合で利用申請書に記入した住所以外に送付を希望する場合のみ記入

●祖父母の状況 (※死亡・音信不通の場合は氏名・生年月日・年齢・状況・住所は未記入で構いません)

入所児童と同居/別居	フリガナ氏名	生年月日	年齢	状況
父方祖父 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input checked="" type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通	T・S 死亡・音信不通の場合はチェックのみ	月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害〔病名〕 <input type="checkbox"/> 介護〔被介護者〕
父方祖母 <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通	フジエタ フジエ 藤枝 フジエ	T (S) 41年 5月 1日	57	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害〔病名〕 <input type="checkbox"/> 介護〔被介護者〕
母方祖父 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通	シスオカ シスオ 静岡 シスオ	T (S) 31年 1月 1日	68	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害〔病名〕 <input type="checkbox"/> 介護〔被介護者〕
母方祖母 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 音信不通	シスオカ シスエ 静岡 シスエ	T (S) 38年 3月 1日	59	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 疾病・障害〔病名〕 <input type="checkbox"/> 介護〔被介護者〕

住所(別居の場合のみ) □ 父方祖父と同じ **東京都***区*******

住所(別居の場合のみ) □ 母方祖父と同じ

就労されている方も別居の場合や、65歳以上の場合は就労証明書の提出は不要です

同居の65歳未満の方は就労証明書の提出が必要です

●利用希望児童と同居している小学生以上のきょうだい・曾祖父母等の状況 (父母・祖父母・未就学児童は記入不要)

児童との続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	状況
<input checked="" type="checkbox"/> 小学生以上の兄弟/姉妹 <input type="checkbox"/> おじ/おば <input type="checkbox"/> 曾祖父/母 <input type="checkbox"/> その他	フジエタ イチロウ 藤枝 一郎	T・S・H・R 29年 5月 1日	6	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 就学〔就学先： フジエタ●●小学校 〕 <input type="checkbox"/> 疾病・障害〔病名〕 <input type="checkbox"/> 介護〔被介護者〕
<input type="checkbox"/> 小学生以上の兄弟/姉妹 <input type="checkbox"/> おじ/おば <input type="checkbox"/> 曾祖父/母 <input type="checkbox"/> その他	T・S・H・R	年 月 日		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 無職

きょうだい別の園でもこの園の組み合わせは可または不可などの希望を記入してください

●きょうだいで同時に利用申込をする場合の配慮事項 (該当者のみ記入)

希望順位が下がっても、きょうだいと同じ園への入園を希望する (きょうだい一緒優先)

きょうだいが別の園でも、希望順位どおりの園への入園を希望する (希望順優先)

その他 **B保育園・E保育園の組み合わせであれば別々でも可**

●生活保

利用希望児童の世帯に関する状況を記入

生活保護の状況

適用なし 適用あり

(年 月 日保護開始)

●本人含む

※手帳を所有されている方が別居の場合は“無”を選択

身障手帳・療育手帳を有された世帯員

無 有

氏名 _____ 障害 _____ (級)

児童との続柄 _____ 番号 _____

●同意書(保護者)

ご本人による記入が必要です！ (自署)

藤枝市長／藤枝市福祉事務所長 様

施設型給付費、地域型保育給付費等の教育・保育給付費の算定に際しては、藤枝市が保有する私の住民基本台帳、市民税情報、生活保護法による被保護世帯に関する資料を閲覧し、並びに利用調整に関する必要な事項及び利用者負担額に関する事項について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に同意します。

申請者自署 (父) **藤枝 太郎** 申請者自署 (母) **藤枝 藤子**

7. 保育施設における保育時間

開所時間内で、保護者の就労や疾病などの理由で、家庭で保育ができない時間において保育者が保護者に代わって保育します。（各園開所時間は、12～15ページ参照）

就労の場合は、**就労時間 + 送迎時間**が保育時間となります。

※3交代制やシフト勤務の方は、毎月保育施設へシフト表の提出をお願いすることがあります。
※就労以外の場合は、それぞれ必要性に応じた保育時間となります。

8. 認定時間について

保育の認定時間については「保育標準時間」と「保育短時間」の区分となります。区分に応じて保育施設を利用できる時間・保育料が異なります。 ※園によって異なる場合があります

※入所後、就労時間の変更等に伴い、認定時間の変更を希望する際は**希望月の前月15日**（15日が土日祝の場合はその前日）までに「**教育・保育給付認定変更申請書**」を在籍する保育施設に提出してください。

保育短時間 <基本8：30～16：30>

- ・1か月の就労時間が64時間以上120時間未満の方
※求職活動の方は基本的に短時間認定になります
※保育施設によって指定する時間が異なる場合があります

保育標準時間 <園が指定する最長11時間>

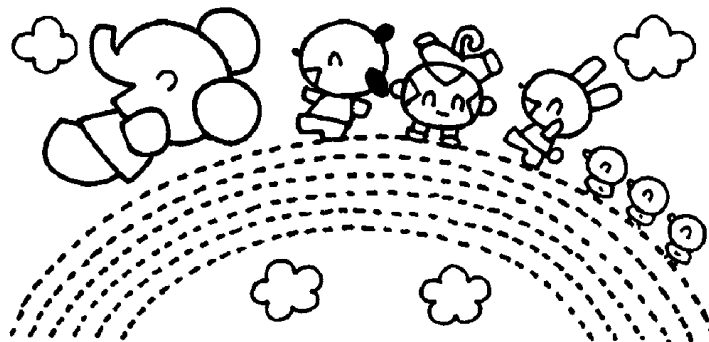
- ・1か月の就労時間が原則120時間以上の方
- ・1か月の就労時間が120時間未満であっても、就労開始または終了時刻などによっては保育標準時間となります。

9. 保育施設の休園日等

- ①日曜日
- ②国民の祝日
- ③12月29日から1月3日まで

また、概ね8月13日から15日を含む1週間は「希望保育」となります。
（保護者の申し出により、希望者のみ保育します。）

土曜日でも保育を実施していますが、保護者が休業日等で、家庭で保育ができる場合には、家庭にて保育となります。



10. 異動等の届出

住所、電話番号や勤務先を退職・変更した場合または世帯構成の異動（結婚、離婚、別居等）など、入所申込時の家庭の状況に変更が生じたときは、その都度速やかに保育施設及びこども課に申し出てください。

またその際、新しい就労証明書など、必要な書類等を提出してください。

11. 退所について

家庭の状況が変わったことで、“保育を必要とする理由”（2ページ参照）に該当しなくなった場合には、退所の対象となります。退所する月の前月末までにこども課に申し出るとともに、在園している園で退所手続きをお願いします。

入所後、毎年秋頃に現況届の提出があります。保育の必要性が継続されているかの確認のために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たしていない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

また、1ヶ月以上の長期にわたり登園しない場合は、退所となることがあります。

■ 育児休業について

既に入所している児童がいて、第二子以降出産にあたり保護者が育児休業を取得した場合 **第二子以降が1歳を迎えた次の4月までの入所及びそれに伴う職場復帰に限って、**在園児の継続入所を認めます。

あらかじめ育児休業を上記以降も取得される場合は、保育の必要性がないと判断し、入所している児童は、産後3ヶ月で退所していただくことになります。

例) 令和4年9月1日生まれの場合

令和6年4月入所、保護者は令和6年5月中までに職場復帰なら在園児の継続OK

■ 藤枝市から他市町村へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは保育できます。

転出した翌月以降（月初め1日を入所日とする）も保育施設の継続を希望する場合は転出先の市町村に広域入所の申請をする必要があります。

12. 年度途中の転園について

令和6年度に保育施設入所後、市内転居や転職等、特別な理由により転園を希望する場合は、在籍園に申し出てください、「年度途中転園希望申請書」記載の留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。

転園希望者・新規入所希望者が保育施設の受け入れ可能人数よりも多い場合は、利用調整点をもとにした審査を行い、転園可能な場合のみこども課より電話連絡をいたします。

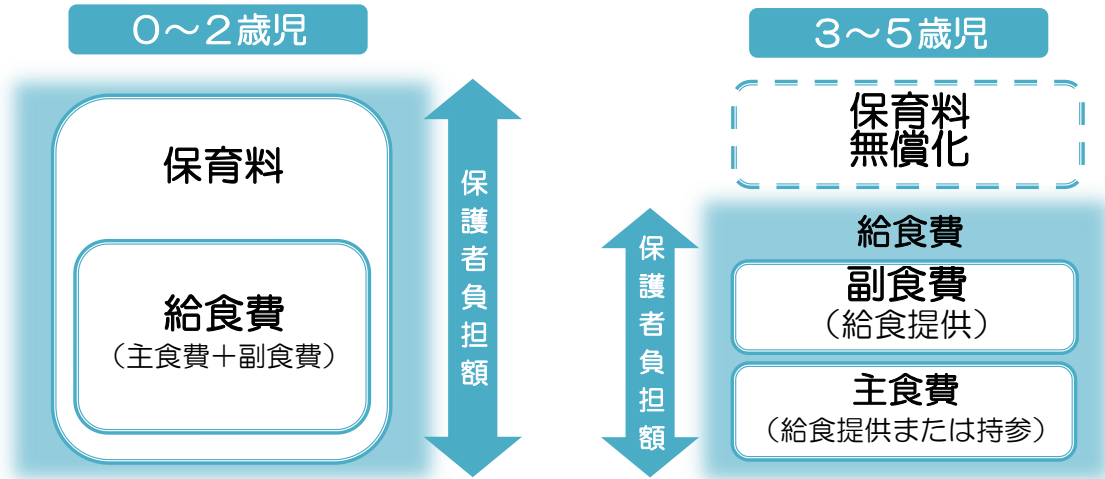
※申請書ご提出後に転園の意志がなくなった場合はすみやかに申し出てください。

※連絡後のキャンセルは受け付けることができません。



1 3. 保護者負担金について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児から5歳児のクラスのすべての子どもの保育料が無償となりました。
 3歳児から5歳児の給食費については無償化の対象となりません。
 ただし、世帯状況によっては給食費のうち副食費の支払いが免除される場合があります。



(1) 保育料の算定 (0~2歳児のみ)

保育料は保育の必要量(標準時間・短時間)、世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっております。

原則として、父母の市民税額を基礎とします。父母の合計収入が年間120万円に満たず、祖父母等と同居している場合は、いずれか収入の高い方の市民税額を合算して算定します。

算定をするにあたり、税情報の確認できない場合は保育料が満額になる可能性があります。

また、母子・父子家庭単独世帯及び在宅障害児(者)と同居している家庭には保育料が減免となる場合があります。

算定対象年度の市民税の納税先が藤枝市外の場合は、マイナンバー制度に基づく情報連携により他の行政機関から直接課税情報の入手をいたしますが、未申告などで正常な情報が得られない場合には課税証明書のご提出をお願いすることがあります。

■令和6年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市民税により算定					令和6年度市民税により算定						

※保育料については、一覧表を11ページに掲載していますが金額を変更することがあります。

(2) 保育料の支払い (0~2歳児)

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
認可保育所	口座振替	藤枝市	毎月27日 (再引落は翌月11日)
小規模保育所・家庭的保育所 事業所内保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

(3) 副食費の支払い (3~5歳児)

保育所種別	支払方法	支払先	支払期日
公立保育所	口座振替	藤枝市	毎月27日 (再引落は翌月11日)
私立保育所・認定こども園	各保育施設指定の支払期日までに保護者が直接施設に支払い		

3号認定用(0~2歳児)

令和5年4月より、きょうだいの年齢制限を撤廃し、同一生計※であれば、
第2子保育料半額、第3子以降保育料無償とします。
 ※保護者が実際に監護し、生計が同一の場合

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	短時間	標準時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1段目 0	0	
B	市民税非課税世帯	2段目 0	0	
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	5,800 0 0	6,000 0 0
C2		上記以外の世帯	3段目 11,700 5,800 0	12,000 6,000 0
C3	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C4		上記以外の世帯	15,700 7,800 0	16,000 8,000 0
C5	市民税所得割額 57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C6		上記以外の世帯	20,600 10,300 0	21,000 10,500 0
D1	市民税所得割額69,000円未満の世帯	23,500 11,700 0	24,000 12,000 0	
D2	市民税所得割額79,500円未満の世帯	25,500 12,700 0	26,000 13,000 0	
D3	市民税所得割額97,000円未満の世帯	28,500 14,200 0	29,000 14,500 0	
D4	市民税所得割額115,200円未満の世帯	31,400 15,700 0	32,000 16,000 0	
D5	市民税所得割額133,500円未満の世帯	35,300 17,600 0	36,000 18,000 0	
D6	市民税所得割額153,400円未満の世帯	38,300 19,100 0	39,000 19,500 0	
D7	市民税所得割額169,000円未満の世帯	41,200 20,600 0	42,000 21,000 0	
D8	市民税所得割額180,500円未満の世帯	44,200 22,100 0	45,000 22,500 0	
D9	市民税所得割額200,000円未満の世帯	47,100 23,500 0	48,000 24,000 0	
D10	市民税所得割額239,000円未満の世帯	49,100 24,500 0	50,000 25,000 0	
D11	市民税所得割額301,000円未満の世帯	54,000 27,000 0	55,000 27,500 0	
D12	市民税所得割額397,000円未満の世帯	58,900 29,400 0	60,000 30,000 0	
D13	市民税所得割額397,000円以上の世帯	70,700 35,300 0	72,000 36,000 0	

備考

- 教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる特定被監護者等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 特定被監護者等のうち最年長者である保育認定子ども この表の上段の金額
 - 特定被監護者等のうち2番目の年長者の保育認定子ども この表の中段の金額
 - 特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である保育認定子ども この表の下段の金額
- D1階層及びD2階層(市民税所得割額が77,101円未満の場合に限る。)に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯にあっては、C5階層の利用者負担額を適用する。

■小規模保育所A型

小規模保育所・家庭的保育所・事業所内保育所は、3歳の誕生日を迎えた年度末まで利用できます。

*★印の施設は、状況に応じて5歳児まで利用できます。

*募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

*園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は15ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の 指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	チャイルドルームリ-藪田園	下藪田398-4	12人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:15～18:45	○	
		638-1535			7:30～17:00		
2	もりのいえ保育園	八幡986	6人	1歳児～ 2歳児	7:00～19:00		
		646-7122			7:00～17:00		
3	らんらん保育園	南駿河台4-3-3	15人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:00		
		643-4109			7:30～17:00		
4	あいキッズランド たぬま園	田沼3-20-28	19人	3か月～ 1歳児	7:15～18:45		
		636-6751			7:30～17:00		
5	あいキッズランド みなみ園	田沼1-16-12	19人	入所時1歳半 ～2歳児	7:15～18:45		
		636-2479			7:30～17:00		
6	ほのぼの保育園	東町3-20	16人	3か月～ 2歳児	7:00～19:00		○
		641-2744			7:00～17:00		
7	みらい保育園	水守1-5-5	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30		○
		644-7900			7:30～17:00		
8	保育所きぼう藤枝郡園	郡1-7-21	15人	2か月～ (首が座ってから) 2歳児	7:30～18:30		
		639-6787			7:30～17:00		
9	すまいる保育園	城南2-7-22	12人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30		○
		647-3808			7:30～17:00		
10	すばる保育園	青木2-23-17	12人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30		
		641-5578			7:30～17:00		
11	あおぞらキッズ保育園	高岡1-13-10	19人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30		
		637-2811			7:30～17:00		
12	いちご保育園	高柳2166-15	12人	3か月～ 2歳児	7:30～18:30	指定日有	
		625-9955			7:30～17:00		
13	藤枝のんのん保育園	田沼4-1-8	19人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30		
		636-7731			7:30～17:00		
14	Orange Egg (オレンジ イッグ)	上藪田129-2	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30		○
		625-8189			7:30～17:00		
15	preschool ALICE (プリスクールアリス)	岡部町内谷941-31	19人	4か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30	○	
		625-9087			7:30～17:00		
16	ミキネおひさまの森保育園	駅前1-8-22-101	12人	57日目～ 2歳児	7:30～18:30		
		625-9005			7:30～17:00		
17	古民家保育園かえるの家★	末広4-6-2	19人	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	○	○
		625-8545			7:30～17:00		

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
18	チャイルドルームリ-高洲園	兵太夫938-10	19人	6か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:15～18:45	○	
		687-9502			7:30～17:00		
19	アンテレ保育園	青葉町4-11-25	12人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30		○ 9:00～ 17:00
		660-1122			7:30～17:00		
20	風の子の家★	岡部町三輪1301-13	18人	12か月～ 5歳児	7:00～19:00		○
		667-3453			7:30～17:00		
21	キッズルーム・リトルハッピー	高洲5-7	19人	2か月～ (首が座ってから) 2歳児	7:15～18:30		○ 8:00～ 17:00
		634-1313			7:30～17:00		

■ 小規模保育所C型 家庭的保育所

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	つくしんぼ保育園	若王子2-6-23	9人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00	○	
		644-9012			-		
2	さくらママ	岡出山1-7-17	10人	3か月～ 2歳児 ※6か月未満は応相談	7:30～18:30	○	
		689-4635			7:30～17:00		
3	しらゆり保育園	音羽町1-5-32	9人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00	○	
		090-5029-2553			-		
4	ひまわり保育所	瀬戸新屋432-16	9人	3か月～ 2歳児 ※2か月は応相談	8:00～17:00	○	
		643-6815			8:30～16:30		
5	わんぱくルーム	天王町3-9-21	9人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00	○	○
		080-4546-2034			8:00～17:00		
6	さくらんぼ保育園	堀之内589	5人	4か月～ 2歳児 ※4か月未満は応相談	8:00～17:30	○	○
		090-1727-5729			-		
7	リトルリリー保育室	音羽町1-4-18	5人	6か月～ 2歳児	8:00～17:00	○	
		090-9921-8556			-		

■ 事業所内保育所

* 事業所の従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

	園名	施設所在地	定員	保育年齢	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時 預かり
		電話番号			【土曜】開所時間		
1	プティ保育園	駅前3-14-14	27人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30		○ 部屋あり
		689-4802			7:30～17:30		
2	平成会ひまわり保育所	南新屋448-17	25人	4か月～ 2歳児	7:30～18:30		
		644-4711			7:30～17:00		
3	プティ藤枝南園	田沼1-18-1	27人	6か月～ 2歳児	7:30～18:30	○	○ 部屋あり
		625-9434			7:30～17:30		

■認可保育所

*募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

*園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は15ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	【平日】開所時間	見学必須	一時預かり
	設置者名	電話番号		【土曜】開所時間	日付/時間の指定	
1	藤枝保育園	若王子3-4-33	120人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 四恩会	641-1634		7:00~17:00		
2	青木橋保育園	南新屋224-4	90人	7:00~19:00		
	社会福祉法人 青木橋福祉会	641-0911		7:00~17:00		
3	藤枝聖マリア保育園	下藪田733-1	150人	7:00~19:00	指定日有	○
	社会福祉法人 聖母福祉会	638-2877		7:00~17:00		
4	たちばな保育園	上当間443-3	135人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 青山会	644-2522		7:00~17:00		
5	ひよこ保育園	青南町2-6-66	90人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 ひよこ福祉会	637-0752		7:00~19:00		
6	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2	60人	7:00~19:00		○
	社会福祉法人 聖母福祉会	667-0232		7:00~17:00		
7	ガゼルの森保育部	城南1-5-5	150人	7:00~19:00	指定日有	○ 部屋あり
	社会福祉法人 ハルモニア	639-7710		7:00~17:00		
8	どんぐり保育園藤枝	前島2-12-13	60人	7:00~19:00		
	株式会社 セイワ企画	635-0203		7:00~17:00		
9	あおぞら保育園	高岡4-2-40	89人	7:00~19:00		
	株式会社 みらい	636-2656		7:00~17:00		
10	青葉ひよこ保育園	青葉町3-8-14	60人	7:00~19:00		○ 部屋あり
	社会福祉法人 ひよこ福祉会	637-2777		7:00~19:00		
11	前島保育園	前島3-16-31	150人	7:00~19:00	指定日有	○
	藤枝市	635-9379		7:00~17:00		
12	岡部みわ保育園	岡部町内谷1629-1	75人	7:00~19:00	指定日有	○
	藤枝市	667-0901		7:00~17:00		
13	岡部あさひな保育園	岡部町宮島517-1	70人	7:00~19:00	指定日有	○
	藤枝市	668-0100		7:00~17:00		

■認定こども園（2・3号）

*募集人数は各保育施設が受け入れ可能な人数となり、定員数とは異なります。

*園見学は各施設へ事前に連絡をしてください。園見学必須欄が○のみの園は見学指定日は特にありません。

「日付/時間の指定」の詳細は15ページ掲載のQRコードから確認又は、園にお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	【平日】開所時間	見学必須 日付/時間の指定	一時 預かり
	設置者名	電話番号		【土曜】開所時間		
1	青島こども園	小石川町4-1-3	89人	7:00~19:00	○ 指定日有	○ 部屋あり
	学校法人 大雄学園	641-0705		7:30~17:00		
2	広幡こども園	鬼島393	96人	7:00~19:00	○ 指定日有	○ 部屋あり
	学校法人 広幡学園	641-2389		7:30~17:30		
3	認定こども園藤枝橋幼稚園	北方1130-13	30人	7:30~18:30	○	○
	学校法人 橋学園	638-0753		7:30~17:00		
4	駿河台こども園	駿河台2-13-2	90人	7:00~19:00	○ 指定日有	
	学校法人 法城学園	645-0881		7:30~17:00		
5	こばとこども園	瀬戸新屋70	60人	7:00~19:00	○ 指定日有	
	学校法人 法城学園	641-1252		7:30~17:00		
6	大洲こども園	大洲2-27-13	90人	7:00~19:00		
	学校法人 大洲学園	635-1591		7:30~17:00		
7	いなばこども園	堀之内520-3	69人	7:00~19:00		
	学校法人 稲葉学園	641-2902		7:30~17:00		
8	せとやこども園	本郷225	33人	7:00~19:00		
	学校法人 瀬戸谷学園	639-0057		7:00~17:30		
9	志太こども園	志太2-10-30	78人	7:00~19:00	○ 指定日有	○ 部屋あり
	学校法人 大雄学園	644-7705		7:30~17:00		
10	葉梨こども園	下之郷1713-6	90人	7:00~19:00		
	学校法人 葉梨学園	638-0238		7:00~17:00		
11	高洲こども園	高柳2丁目6-1	75人	7:30~18:30	○	○
	学校法人 高洲学園	635-0513		7:30~17:00		
12	プメハナリコこども園 (R5年度:わかば保育園)	大東町47-1	60人	7:00~19:00	○ 午前のみ	○ 部屋あり
	社会福祉法人 若葉福祉会	636-6303		7:00~17:00		
13	プメハナリコエルアこども園 (R5年度:わかばみや保育園)	兵太夫505-11	72人	7:00~19:00	○ 午前のみ	○
	社会福祉法人 若葉福祉会	635-8902		7:00~17:00		
14	ふじの花こども園	与左衛門41-8	140人	7:00~19:00	○ 指定日有	○
	学校法人 大雄学園	635-2192		7:30~17:00		

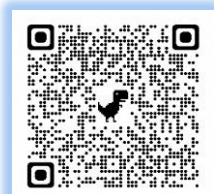


全園の紹介はこちらから♪
各園で作成し、魅力を発信しています！
ぜひご覧ください。



認可保育所

認定こども園



小規模保育所
家庭的保育所
事業所内保育所

幼稚園



■認定こども園（1号）

令和6年度入園申し込みは、令和6年9月7日（木）から受け付けます。各施設に備え付けの入園願書（8月18日（金）から配布）に必要な項目を記入し、直接各こども園・幼稚園に提出してください。詳しくは各施設へお問い合わせください。

	園名	施設所在地	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業 時期の預かり保育時間
		電話番号				
1	青島こども園	小石川町4-1-3 641-0705	180人	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
2	広幡こども園	鬼島393 641-2389	156人	8:30~14:00	7:00~8:30 14:00~19:00	7:00~19:00
3	認定こども園 藤枝橋幼稚園	北方1130-13 638-0753	25人	9:00~14:00	7:30~9:00 14:00~17:00	7:30~17:00
4	駿河台こども園	駿河台2-13-2 645-0881	102人	9:00~14:00	7:30~9:00 14:00~18:00	7:30~18:00
5	こばとこども園	瀬戸新屋70 641-1252	130人	9:00~14:00	7:30~9:00 14:00~18:00	7:30~18:00
6	大洲こども園	大洲2-27-13 635-1591	117人	8:30~14:00	7:00~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
7	いなばこども園	堀之内520-3 641-2902	45人	9:00~14:00	7:00~8:30 14:00~18:00	8:30~18:00
8	せとやこども園	本郷225 639-0057	15人	8:30~14:00	7:00~8:30 14:00~19:00	7:00~19:00
9	志太こども園	志太2-10-30 644-7705	81人	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
10	葉梨こども園	下之郷1713-6 638-0238	96人	8:30~14:00	7:30~8:30 14:00~18:00	7:30~18:00
11	高洲こども園	高柳2-6-1 635-0513	150人	8:00~14:00	7:30~8:00 14:00~18:30	7:30~18:30

■私立幼稚園

	幼稚園名	所在地	定員	保育時間	預かり保育時間	夏休みなど長期休業 時期の預かり保育時間
		電話番号				
1	平島幼稚園	平島602-99 643-2300	54人	9:00~14:30	14:30~16:30	8:30~16:30
2	西益津幼稚園	郡1009 641-0164	80人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
3	藤岡幼稚園	藤岡2丁目7-1 641-6433	65人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
4	藤枝東幼稚園	若王子3丁目4-34 641-0879	125人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
5	藤枝西幼稚園	茶町1丁目1-33 641-0891	55人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
6	藤枝音羽幼稚園	音羽町3丁目10-6 643-1118	50人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
7	藤枝聖母幼稚園	茶町1丁目2-51 641-9522	75人	9:00~14:30	7:30~9:00 14:30~18:00	7:30~18:00
8	藤枝順心高等学校 附属幼稚園	前島2丁目3-2 635-0450	420人	8:00~14:00	7:30~8:00 14:00~19:00	7:30~19:00
9	高洲南幼稚園	高洲54-4 635-5031	300人	8:00~14:00	7:30~8:00 14:00~18:00	7:30~18:00
10	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1 667-0261	120人	9:00~14:00	7:30~9:00 14:00~18:00	7:30~18:00

■ 幼稚園・こども園 1号の無償化について

◎ 満3歳を含めて3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用が無償化されます。

保育料の支払いが不要となります。

幼稚園は月額25,700円まで無償となります。

※実費負担分（通園送迎費・食材料費・行事費等）などは対象となりません。

◎ 「保育の必要性」がある場合には、預かり保育の利用も無償化されます。

保育の必要性については藤枝市の認定が必要です。2ページをご参照ください。

認定は、園を通して市で行います。

預かり保育の利用日数×450円を上限として、3歳から5歳までは月額11,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は16,300円まで無償となります。

利用者は、これまでと同様に幼稚園等に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を市からお返しします（償還時期は年2回です。申請方法は園を通してお知らせします）。

◎ 年収360万円未満相当世帯と小学校3年生の子どもから数えて第3子以降については、副食費の助成が受けられます。

※主食分については、引き続き利用者の負担となります。



施設の種類と特徴



地域型保育所

（小規模保育所A型・C型・家庭的保育所・事業所内保育所）

3歳未満児を対象に、少人数のお子さんを家庭的な雰囲気ですっきりとした保育を行います。少人数のため、ご家庭とコミュニケーションを密にとりながら、低年齢のお子さんを一人ひとりの状態に配慮したきめ細かい対応ができ、お子さんにとっても親しみやすく安心感が得られる保育環境が特長です。

保育所

就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

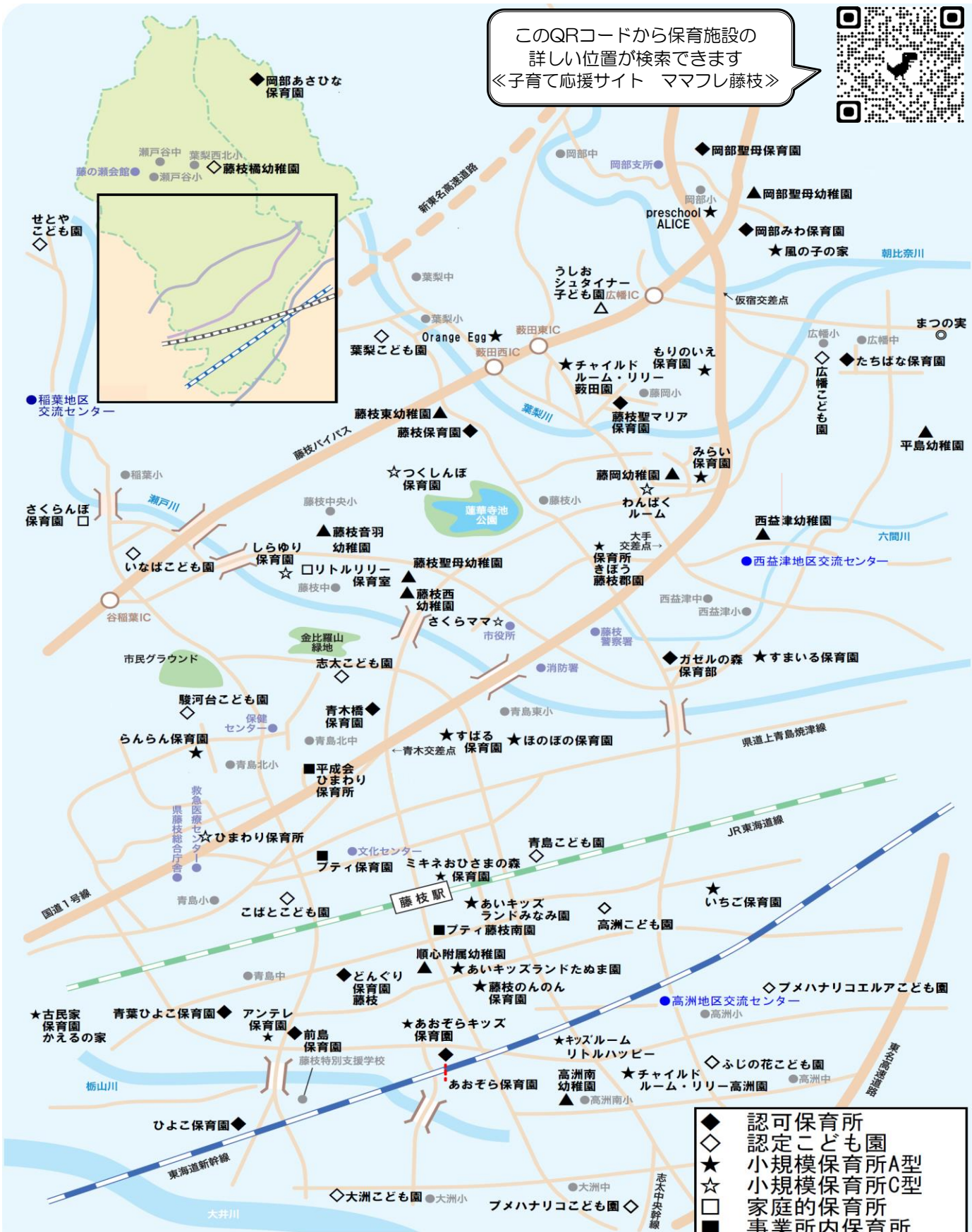
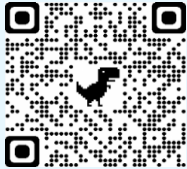
幼稚園

3歳から小学校就学前までの幼児が教育を受ける学校施設です。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

このQRコードから保育施設の
詳しい位置が検索できます
《子育て応援サイト ママフレ藤枝》



保育所・こども園の見学を希望される際には、事前に各施設に
直接お電話☎を入れて頂き、見学したい旨をお伝え下さい。

よくある質問と回答 (Q&A)

申込みに関すること

Q1. 申込をすれば必ず入園できますか？ 保育施設の入園は先着順で決定しますか？

A. 必ず入園できるとは限りません。入園希望者が受入枠を超過した場合は、提出いただいた書類をもとに選考となりますのでご了承の上でお申込みください。
また、受付期間内であれば入園選考に書類提出の順番は関係ありません。

Q2. 入園選考上、第1希望としている申込者が優先ですか？

A. 第1希望の人や、1つの保育施設のみを希望している人が優先ということはありません。児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされるお子さんから、審査にかかる希望順位が最も高い保育施設への入所が決定します。

Q3. 希望園を1園のみで申込をして入園できなかった場合、その後、希望園を増やすことは可能ですか？

A. 保留通知後に希望園を増やすことは可能ですが、追加した希望園は、既に空き枠がないことも考えられます。そのため、最初の申込段階で園見学をして、希望園をできるだけ多く（ただし通える範囲内で）記載することを強くお勧めします。

Q4. 空き状況を教えてください。

A. 1次申請の場合は、申込期間中に窓口にて目安の受け入れ枠を提示する予定です。
2次及び3次申請の場合は、電話や窓口にてお問い合わせいただければ、前回選考後の状況を踏まえて審査にかかる園をお伝えします。
同じように希望される方もいらっしゃるので、空きのある園に必ずしも入園できるとは限らないことをあらかじめご了承ください。

Q5. 見学必須園は見学してからでないと申込できませんか？

A. 見学をしていなくても申込（希望）は可能ですが、希望する園はお子さんが毎日通うこととなりますので、見学必須の有無に関わらず、事前に見学してから申込みすることを強くお勧めします。
園によって、保育方針や諸経費等が異なりますので、内定してから「思ったよりお金がかかる」「遠くて送迎が大変そうだった」等の理由でキャンセルしないよう、事前に情報収集をしてください。

Q6. 育休中でも申込はできますか？

A. 入園希望月が育休復帰予定月、またはその前月である場合のみ申込可能です。ただし、下のお子さんの育休中に、上のお子さんだけの申込はできません。（※産前産後要件を除く）
入園後、入園当月又はその翌月中に職場復帰していただく必要がありますので、慣らし保育期間のことも考慮し、事前に職場と調整をしておいてください。

Q7. 求職中でも申込はできますか？

A. 申込は可能ですが、就労している方が優先されますので、ご了承のうえお申込みください。
また、求職中として入園した場合、原則3か月以内に就労証明書のご提出がないときは退園となりますので、ご了承ください。

Q8. 単身赴任等により両親が別居していますが、申込には保護者2人分の書類が必要ですか？ また、保育料算定の際、2人分の税額が対象となりますか？

A. 保育を必要とする理由を証明する書類はそれぞれ必要です。（5ページ参照）
また、保育料算定も保護者2人分の税額が対象となります。

Q9. 利用申込書や世帯状況等調査票の入所希望児童や家族の状況はいつ時点のものですか？

- A. 年齢のみ令和6年4月1日時点、その他は入所希望月時点の状況です（申込時に分かる範囲で結構です）。

Q10. 申込後に仕事や家庭の状況が変わった場合はどうしたらよいですか？

- A. 就職・退職・転居・結婚・離婚等、申込時点の状況から変更が生じた場合は、速やかにこども課までお申し出ください。書類の再提出が必要となる場合があります。
また、入園した後も状況に変更が生じた場合は、園を通して同様にお手続きください。

結果及び入園後に関すること

Q11. 選考結果はどのように連絡がありますか？

- A. 1次選考の結果は、令和6年1月下旬に市こども課またはこども園から通知を発送する予定です。
2次選考の結果は、入所できる場合のみ令和6年2月5日～9日頃に市こども課から電話連絡をします。
3次選考の結果は、入所できる場合のみ入所月の前月の初旬頃に入所できる保育施設から電話連絡をします。（※詳しくは3ページ参照）

Q12. 内定後、キャンセルや入園時期等の変更はできますか？

- A. 引越しや転職、その他やむを得ない理由でのキャンセル以外は一切受け付けできません。
保育施設では、保育士数・施設条件等から1年を通じた児童の受入れを計画・調整・決定しているため、認められません。変更する場合は内定取消し・再選考となります。
☆入園時期や希望園をしっかりと決めたくてお申込みください。

Q13. 産前産後のため入園した後、引き続き在園することはできますか？

- A. 入園は期間限定の取扱いとなるため、期間終了後は原則退園していただきます。
産前産後期間終了後、別の「保育を必要とする理由（2ページ参照）」に該当し、かつ産まれた下のお子さんも保育施設等へ入所する場合は、継続が可能です。ただし、ご希望園の空き状況によっては、継続ができない場合もありますのでご了承ください。

Q14. 第2・3希望園に入園後、第1希望園に転園申込できますか？

- A. 保育施設入所後は、原則大幅な市内転居・転職等による勤務先の変更があった場合のみ申請することができます。その場合は、「年度途中転園希望申請書」記載の留意事項を熟読の上、在籍園へ提出してください。転園希望先は、空き枠が既になくとも考えられます。
（※詳しくは9ページ参照）

Q15. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

- A. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となったため、保育を必要とする理由がなくなり退園となります。ただし、その後すぐに求職活動をする場合は保育を必要とする要件を変更し、保育施設を継続していただける形になります。その際は、求職中としての認定期間が切れる3か月以内に、新しい就職先の就労証明書のご提出をお願いいたします。

Q16. 入園が保留となってしまうましたが、子どもの保育ができない等事情がある場合どうしたらいいですか？

- A. まず2ページにも記載がありますように、保育園は入園可能定員が決まっており、入園希望者の中から選考せざるを得ない状況である事をご了承ください。
保留となった場合、下記のように対応されている世帯が多いようです。
- ◇他に通園可能な希望園を追加する。
 - ◇児童を認可外保育施設、企業主導型保育所等に預けて就労を始める。(22ページ参照)
 - ◇保育施設の一時預かりを利用する。(12~15、22ページ参照)
 - ◇児童を近親者に預けて就労を始める。
 - ◇職場の理解が得られる等状況的に可能であれば、職場に同伴する。
または職場に託児所のある場合は利用する。
 - ◇3歳以上であれば幼稚園に入園し、幼稚園の預かり保育を利用し就労する。
 - ◇育児休業を延長する等、引続き保護者が家庭保育を行う。

転入出及び広域入所(市外在住・市外園希望)に関すること

Q17. 現在は他市在住ですが、藤枝市の園に申込をしたい場合はどうしたらいいですか？

- A. ◇現在、焼津市・島田市に住み票があり、令和5年度末(令和6年3月31日)までに藤枝市への転入及び住所が確定している場合(一次申請のみ) ⇒ 藤枝市こども課にてお申込みください。
◇上記以外の場合 ⇒ お住まいの市町村の保育担当課を通してお申込みください。当該市町村の一次申請期間内にお申込みいただければ、藤枝市の一次申請者として利用調整しますが、期限に余裕を持ってお早めにご提出ください。
※入園希望前月までに転入しない場合、転入時期・住所が未確定の場合、転入予定がない場合については、藤枝市民の選考が優先となりますので、ご承知おきください。
※内定後、転入が遅れる場合や、転入しなくなる場合は**内定取消し・再選考**となります。

Q18. 藤枝市在住ですが、市外の保育園に申込ができますか？

- A. 申込は可能ですが、その市町村の住民の選考が優先となりますのであらかじめご了承ください。事前に利用希望先の市町村の保育担当課にお問い合わせのうえ、提出方法及び期限等を確認し、藤枝市こども課へ余裕を持ってお早めにご提出ください。

その他

Q19. 現在上の子が在園中で、下の子出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければなりませんか？

- A. 下のお子さんが1歳を迎えた次の4月までの入所及びそれに伴う職場復帰に限り、在園児の継続入所を認めます。(※詳しくは9ページ参照)

Q20. 保育料は誰が決めてどこに支払うのですか？

- A. 保育料(11ページ参照)は市が決定して、保護者へ通知します。認可保育所は、口座振替で市へ支払うこととなります。小規模保育所・こども園は、園へ直接支払うこととなりますので入園決定後、支払方法については各施設へお問い合わせください。(10ページ参照)

Q21. 母子(父子)家庭の保育料は無償ですか？

- A. 必ずしも無償になる訳ではありません。保護者の収入が120万円未満の場合、同居祖父母の市民税額を参考に保育料が算定されることがあります。
なお、事実婚の関係にある同居人がいる場合は、保護者の収入に関係なく、合算して保育料が算定されます。

一時預かりについて

保護者の就労や通院・出産などの事由で一時的にお子さんを預けたい場合に、保育所・こども園等で一時預かりを実施しています。

申請方法・利用料金・利用時間等は、各園によって異なります。

一時預かりを利用したい場合は、直接希望される保育施設にお問合せ下さい。

※事前に申請・予約が必要な園もある為、お早めにご相談下さい。

※実施している保育施設については12～15ページの【一時預かり】に〇がついている園を参考にしてください。

その他の保育施設

■市内 企業主導型保育施設

国の基準を満たした保育施設です。従業員子どもだけでなく、地域子どもも利用できます。お問い合わせ、お申込みは、直接施設へお願いします。

企業主導型保育施設名	施設所在地	電話番号	定員	保育年齢	一時預かり	障害児受入
まつの実	下当間647-2	631-5621	17人	0歳～2歳	○	

■市内 認可外保育施設

県または市の認可を受けない保育施設です。お問い合わせ、お申込みは、直接各施設へお願いします。無償化の対象となるには認定が必要ですのでこども課へお問い合わせください。

認可外保育施設名	所在地	電話番号	定員	保育年齢	一時預かり	障害児受入
うしおがけ子ども園	潮495-1	080-3640-1894 090-9901-4639	10人	2歳～6歳	×	○

病児保育（予約制）

子どもの急な発熱などで在籍する保育施設での集団保育が困難となり、かつ保護者の就労等の理由から保護者による看護ができない時に、専用の保育室で一時的に子どもを預かります。

	藤枝市シルバー人材センター託児室 キッズルーム・リトルハッピー	小石川町クリニック病児保育室
利用対象	市内に住んでいるか、市内の保育施設・幼稚園などに在籍している子で、保護者の就労などの理由で、家庭で保育や看護をすることが困難である生後6か月から小学校就学前の子ども。	
利用日	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日・12月29日～1月4日除く)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 (小石川町クリニックの休診日は休み)
利用料	1日：2,000円 半日：1,000円 (現金で直接、施設に支払い)	1日：2,000円 4時間未満の場合：1,000円 (別途当日診察料がかかります)
利用方法	①原則前日の開所時間(午前9時～午後5時)までに電話で施設に利用状況を確認し、予約する ②医師の診断を受け、利用可能であることの証明(病児保育事業連絡票)をもらう ③利用時に申込書に証明書を添えて施設に提出する	①前日までにクリニックに電話をかけ予約する(平日午後6時まで、土曜正午まで、日曜祝日休診) ②利用当日、クリニックでの診察を受け、利用可能であることの証明をもらう ③午前8時30分以降に、申込書・証明書を持参し、入室する
持ち物	詳細については、ホームページ等でご確認ください (参考)着替え一式・タオル・オムツ・ビニール袋 必要時：ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等	

※病中であっても重篤な基礎疾患がある場合や特定の感染症を発症している場合は利用できません。

※病児保育の利用申込書や病児保育事業連絡票は、市ホームページからダウンロードできます。

※予約後のキャンセルは、判明した段階でお早めに施設に連絡してください。

～ ご案内 ～



『藤の里ファミリー・サポート・センター』

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育ての援助をしたい人(提供会員)と子育ての援助を受けたい人(依頼会員)の会員組織の子育て相互援助活動です。

【利用対象】 藤枝市在住で概ね4か月から小学生までの子どもを子育て中の方

【利用料】 平日7:00～19:00は1時間につき600円、早朝・夜間・土日祝日は割増料金となります。

※援助活動における交通費は別途料金をいただきます。

【利用方法】 会員登録後、サポートが必要なときは依頼日の一週間前までにファミリー・サポート・センターへお電話ください。

※サポート内容によっては、提供会員をご紹介できないことがあります。

【持ち物】 ご飯・おやつ・ミルク・オムツ・チャイルドシート・ジュニアシート等、保育に必要なものは依頼会員がご用意ください。(依頼会員が持参されない場合は実費をいただきます)

利用等の詳細は、直接藤の里ファミリー・サポート・センターへお問い合わせください
〒426-8722 藤枝市岡上山1-11-1 (藤枝市役所こども課内)
藤の里ファミリー・サポート・センター TEL: 643-6611

『一時預かり・出張預かりサービス』(予約制)

【利用対象】 生後6ヶ月から就学前の子ども

【利用日】 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12月29日～1月4日除く)

【場所】 藤枝市シルバー人材センター内託児室、各施設及び利用者宅

【利用料】 924円/時間、別途事務費 出張の場合988円/時間

【利用方法】 予約制のため事前に藤枝市シルバー人材センターへ電話連絡

(緊急の場合要相談) TEL: 641-5565 住所: 藤枝5-3-20

【持ち物】 着替え一式・タオル・オムツ必要時: ミルク・離乳食・お弁当・おやつ等持参

子育て応援サイト 「ママフレ藤枝」 をご活用ください!

子育てに関する行政サービスや子育てに役立つ情報が満載の子育て応援サイト「ママフレ藤枝」を、ぜひご覧ください。スマートフォンアプリでは、子育て中の皆さんが必要な情報を、アプリならではの機能を活用してお届けします。

【ママフレ藤枝HP】



～アプリならではの便利な機能～

■電子母子健康手帳	■プッシュ通知
子どもの成長を、日記としてカレンダー形式で記録。健診や予防接種の予定も登録できます。	イベント情報などが公開・更新されるとメッセージがスマートフォンに届きます。
■予防接種ノート	■施設マップ
予防接種の接種記録や予定を記録。プッシュ通知で接種予定をお知らせします。	市内の教育・保育施設や授乳・おむつ替えスペースのある「あかちゃん駅」などを検索できます。

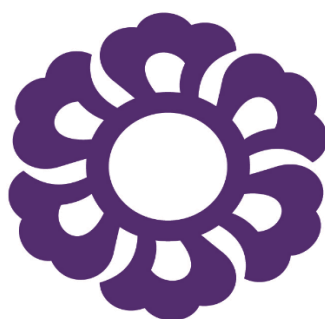
父親の育児参加を応援 「ふじえだ子育てマイレージ」

夫婦で子育てを楽しみながら、お得な特典をゲットしませんか。

■ふじえだ子育てマイレージのしくみ

- ①ママフレ藤枝にログイン
- ②今日のチャレンジを選ぶ(チャレンジは1日1つ)
- ③チャレンジを達成したら家族に確認してもらう
- ④子育てチャレンジをクリアしてマイレージポイントをゲット
- ⑤100ポイント貯まるとマイレージカードを発行。協賛店でお得な優待が受けられます。

チャレンジ方法や協賛店の一覧など、詳しくはママフレ藤枝または市HPをご覧ください。



藤枝市

Fujieda City

■問合せ先
〒426-8722
藤枝市岡出山1丁目11-1
藤枝市役所 こども課 保育推進係
TEL：054-643-3325（直通）

